

○放送大学再視聴施設和光校の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和光市図書館が広く市民等に対して放送大学から提供される学習教材を活用し生涯学習の振興を図ること及び放送大学に在籍する学生に対して履修中の科目の学習場所を提供することを目的として設置する放送大学再視聴施設和光校（以下「施設」という。）の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(場所)

第2条 施設は、和光市図書館内に設置する。

(利用者)

第3条 施設は、誰でも利用することができる。

(利用時間)

第4条 施設の利用時間は、和光市図書館管理運営規則（平成4年教委規則第2号）第3条の規定による。

(利用方法)

第5条 施設の利用を希望する者は、利用申請書（様式第1号）に必要事項を記入し和光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。ただし、和光市図書館図書利用券又は放送大学学生証の保持者は、利用申請手続を省略することができる。

(利用制限)

第6条 利用者は、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 映像機器等を故意に動作不良とすること。
- (2) デジタルビデオディスク等の資料を無断で施設外に持ち出すこと。
- (3) 他の利用者の迷惑となるような行為をすること。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。